二級河川月光川水系流域委員会設立趣意書

河川は、上流から下流まで一つの水系をなし、河川整備の円滑かつ着実な実施を通して、洪水の防御等の機能を効果的に実現していくためには、水系を一貫した計画的な整備が必要である。

このため、昭和39年に制定された河川法において、河川管理 者は、水系毎に「工事実施基本計画」を策定することとされた。

飽海地区の二級河川においても平成9年に策定し、水系の一貫 した河川整備を行ってきたところである。

一方、豊かで潤いのある質の高い国民生活や良好な環境を求める 国民ニーズの増大等の動きに的確に応えるため、平成9年に河川 法が改正され、その目的に「治水」「利水」のほか、新たに「環 境の整備と保全」が加えられるとともに、従来の「工事実施基本 計画」に代わり、河川整備の基本となるべき方針を定める「河川 整備基本方針」と具体的な河川整備を定める「河川整備計画」に 区分し整備を進めることが示された。

さらに、「河川整備計画」を作成する段階においては、河川の特性と地域の風土・文化等の実情に応じた河川整備を推進するため、河川に関し、学識経験を有する方、関係住民、地方公共団体の長の意見を反映する手続きが導入された。

このことから、山形県知事は、二級河川月光川水系の「河川整備計画」の案を作成するために、河川に関し学識経験を有する方々の意見を聴取するための「二級河川月光川水系流域委員会」を設立するものである。